



「DO!」：男女共同参画社会実現のために、職員一人ひとりが考え、そこから一歩進んで「実行する」ことを願って名付けました。



男女共同参画に関する苦情って？

昨年、全国各地の「男女共同参画苦情処理委員会」に寄せられた苦情とは…

多くの苦情の中から、ほんの一例を紹介します。

◆ 市民団体が主催するコンテストの応募資格について

・応募資格が未婚女性に限られていることは、性別による差別的取扱いであり、女性の容姿を選考基準にするミスコンを連想させるため、市の条例に定める基本理念に反するのではないか。

→応募資格から、「未婚女性」を撤廃した。

◆ 子育てに関するパンフレットに女性だけを掲載することについて

・〇〇市の子育て支援センターを紹介するパンフレットに掲載された写真は、「育児は女性」という性別役割分担の現状を肯定しているイメージを市民に与えている。

→今後留意することで、勧告等の措置は実施しないこととした。

◆ 性別による参加制限のあるイベントについて

・〇〇ウィメンズマラソンの参加資格を性別で制限することには、合理的な理由がない。〇〇県が、参加資格を女性のみにするイベントの主催者となることは、県民の男女共同参画意識を後退させる。

→競技であるため、本制限は合理的であると判断する。

「苦情処理ガイドブック」（内閣府）より抜粋・要約

私たち職員は、常に「男女共同参画」の視点を持って、片方の性に偏りが無いよう、ある場合は合理的であるかを意識して取り組みましょう。

本市においても、男女共同参画苦情処理委員を置き、市民や事業者の方からの男女共同参画施策に対する苦情の申し出を受けています。

写真左：海老原夕美さん（弁護士）

写真中央：大山市長

写真右：近藤 弘さん（大学教授）

